

香芝市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

企画部 秘書広報課

第4 監査の実施期間

令和6年1月29日から令和6年2月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 切手等は必要最小限度の保有とし、現金と同様の厳重な保管を望む。また、残枚数の照合は適宜行われたい。
- (2) 市長交際費における取扱いについては、所管課において通帳及びキャッシュカード

を作成し現金とともに保管する意義が不明であることから、前渡された現金の取扱いについては適正を期されたい。また、その精算については、香芝市会計規則の規定に基づき適正に行われたい。

- (3) 交際費とは、市を代表して行う外部の個人または団体との交際に要する経費であることを理解し、これまで交際費により支出していた経費のうち需用費による支出が適当であるものについては、支出科目を見直されたい。